

品川区身元保証人確保対策事業実施要綱

制定 令和 7 年 6 月 3 日 区長決定
要綱第 1 4 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童養護施設、児童心理治療施設または児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）に入所中の子ども等、児童養護施設等から退所した子ども等または里親もしくは小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「里親等」という。）に委託中もしくは委託解除後の子ども等（以下「子ども等」という。）が就職し、賃貸住宅または賃貸施設（以下「賃貸住宅等」という。）を賃借し、または大学、高等学校等の教育機関（以下「大学等」という。）へ進学する際に児童養護施設等の施設長等または里親等が子ども等の身元保証人（連帯保証人を含む。以下同じ。）となった場合において、身元保証人に損害賠償または債務弁済の義務が生じたときに、社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）が一定の保証をすることで、子ども等の身元保証人を確保し、子ども等の社会的自立の促進に寄与するため、必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 本事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により児童養護施設等に入所している者もしくは里親等に委託されている者または同号による措置もしくは委託の解除から本事業の申請までの間が 5 年以内の者
- (2) 社会的養護自立支援事業（「社会的養護自立支援事業等の実施について（平成 2 9 年 3 月 3 1 日付け顧児発 0 3 3 1 第 1 0 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」の別紙 1「社会的養護自立支援事業実施要綱」に基づき、児童相談所長が実施する事業をいう。以下同じ。）において実施する居住に関する支援を受け、里親等、児童養護施設等または母子生活支援施設に引き続き居住していた者であって、支援が終了してから本事業の申請までの間が 5 年以内の者
- (3) 法第 3 3 条の 6 第 1 項の規定により児童自立生活援助の実施が行われている者または児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請までの間が 5 年以内の者
- (4) 就学者自立生活援助事業（「就学者自立生活援助事業の実施について（平成 2 9 年 3 月 3 1 日付け雇児発 0 3 3 1 第 5 6 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」の別紙「就学者自立生活援助事業実施要綱」に基づき、児童相談所長が実施する事業をいう。以下同じ。）に基づく支援を受けていた者であって、支援が終了してから本事業の申請までの間が 5 年以内の者
- (5) 法第 3 3 条第 1 項または第 2 項の規定により児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者または一時保護の解除から本事業の申請までの間が 5 年以内の者
- (6) 法第 2 3 条第 1 項の規定により母子生活支援施設に保護されている者または保護の解除から本事業の申請までの間が 5 年以内の者

(対象となる被保証人)

第3条 本事業の対象となる被保証人は、対象者であって、かつ、次に掲げる理由により父母（保護者）等に適当な保証人がなく、次条各号に掲げる者を保証人とするのが適当な者とする。

- (1) 父母等が死亡、行方不明または逮捕拘留中となっている。
- (2) 父母等に心身の障害がある。
- (3) 父母等が経済的に困窮している。
- (4) 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、または協力が得られない。

（対象となる保証人）

第4条 本事業の対象となる保証人は、次の各号に掲げる被保証人の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 児童養護施設等に入所している者または児童養護施設等の入所措置（以下この号において「措置」という。）の解除から本事業の申請までの間が5年以内の者および母子生活支援施設に保護されている者または保護の解除から本事業の申請までの間が5年以内の者 次のいずれかに該当する者
 - ア 児童養護施設等または母子生活支援施設（イにおいて「施設」という。）の施設長（以下この条において「施設長」という。）
 - イ 施設の設置または経営主体の代表者
 - ウ 措置または保護をした品川区児童相談所長（以下「児童相談所長」という。）
 - エ その他品川区長（以下「区長」という。）が適当と認めた者
- (2) 里親に委託されている者または里親への委託の解除から本事業の申請までの間が5年以内の者 次のいずれかに該当する者
 - ア 里親
 - イ 委託をした児童相談所長
 - ウ その他区長が適当と認めた者
- (3) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（以下「小規模住居型児童養育事業者」という。）に委託されている者または小規模住居型児童養育事業者への委託の解除から本事業の申請までの間が5年以内の者 次のいずれかに該当する者
 - ア 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の9に規定する養育者（以下この条において「養育者」という。）
 - イ 小規模住居型児童養育事業所の設置または経営主体の代表者
 - ウ 委託をした児童相談所長
 - エ その他区長が適当と認めた者
- (4) 第2条第2号に掲げる者 次のいずれかに該当する者
 - ア 施設長
 - イ 里親
 - ウ 養育者
 - エ 児童養護施設等、母子生活支援施設の設置または経営主体の代表者
 - オ 社会的養護自立支援事業受託事業者の代表者
 - カ その他区長が適当と認めた者

(5) 第2条第3号に掲げる者 次のいずれかに該当する者

ア 児童養護施設等、母子生活支援施設もしくは法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）の設置または経営主体の代表者

イ 児童自立生活援助の実施をした児童相談所長

ウ その他区長が適当と認めた者

(6) 第2条第4号に掲げる者 次のいずれかに該当する者

ア 児童養護施設等、母子生活支援施設もしくは自立援助ホームの設置または経営主体の代表者

イ その他区長が適当と認めた者

(7) 第2条第5号に掲げる者 次のいずれかに該当する者

ア 児童相談所長

イ その他区長が適当と認めた者

（保証範囲）

第5条 本事業の保証範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 被保証人が雇用主のためにその業務を遂行し、もしくは自己の職務上の地位を利用して雇用主その他の者に損害を与えた結果または被保証人が入院し、医療費の滞納等により当該医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して支払う保証金（以下「就職時等の身元保証」という。）

(2) 賃貸住宅等に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し支払う保証金（以下「賃貸住宅等の賃借時の連帯保証」という。）

ア 家賃または賃貸料および共益費の支払

イ 賃貸住宅等の修理または原状回復の費用の支払

ウ 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払

エ アからウまでに掲げる債務の履行遅延による遅延利息の支払

(3) 被保証人が大学等に対し、学費の滞納等の損害を与えた結果または被保証人が入院した際の医療費の滞納等により当該医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して支払う保証金（以下「大学等の入学時等の身元保証」という。）

（保証期間）

第6条 本事業における保証期間は、次のとおりとする。

(1) 就職時等の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、区長が必要と認める場合は、保証期間をさらに2年間延長し、最長5年間とすることができる。

(2) 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、区長が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、最長4年間とすることができる。

(3) 大学等の入学時等の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として当該大学等における正規の修業年数の間とする。ただし、区長が必要と認める場合は、正規の修業年数から保証期間をさらに1年間延長することができる。

(保証限度額)

第7条 本事業における1件あたりの保証限度額は、次に掲げるものとする。

- (1) 就職時等の身元保証 200万円
- (2) 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 120万円
- (3) 大学等の入学時等の身元保証 200万円

(保証料)

第8条 本事業における保証料は、次のとおりとする。

- (1) 就職時等の身元保証 年間保証料12,960円(月額1,080円)
うち基本保証分 年間保証料10,560円(月額880円)
うち入院時保証分 年間保証料2,400円(月額200円)
- (2) 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保証料19,152円(月額1,596円)
- (3) 大学等の入学時等の身元保証 年間保証料12,960円(月額1,080円)
うち基本保証分 年間保証料10,560円(月額880円)
うち入院時保証分 年間保証料2,400円(月額200円)

(申込み)

第9条 第4条に規定する保証人は、全社協が定める加入申込書を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の加入申込書の内容を確認の上、適当と認めるときは、当該加入申込書を全社協へ提出するものとする。

(保証料の支払)

第10条 本事業における保証料は、全社協から送付される保証決定通知および保証料請求書に基づき、区長が支払うものとする。

(委任)

第11条 この要綱の適用について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。